

4月1日から役場組織が変わります！

上島町では、より町民ニーズに対応できる役場を目指し、行政のスリム化・スピード化・効率化を図り、複雑化・多様化する事務事業へ適応するため、組織の見直しを行いました。役場は、平成22年4月1日から新しい体制でスタートしますが、住民の皆さんは、これまでどおり各支所の窓口で手続きや届出を行うことができます。

総合支所・分庁併用方式への移行

- ・現在、各支所に設置されている同じ課を一つの課に統合することで、指揮系統の一本化を図るとともに、業務内容の見直しによる課の再編を行います。

部制度の導入

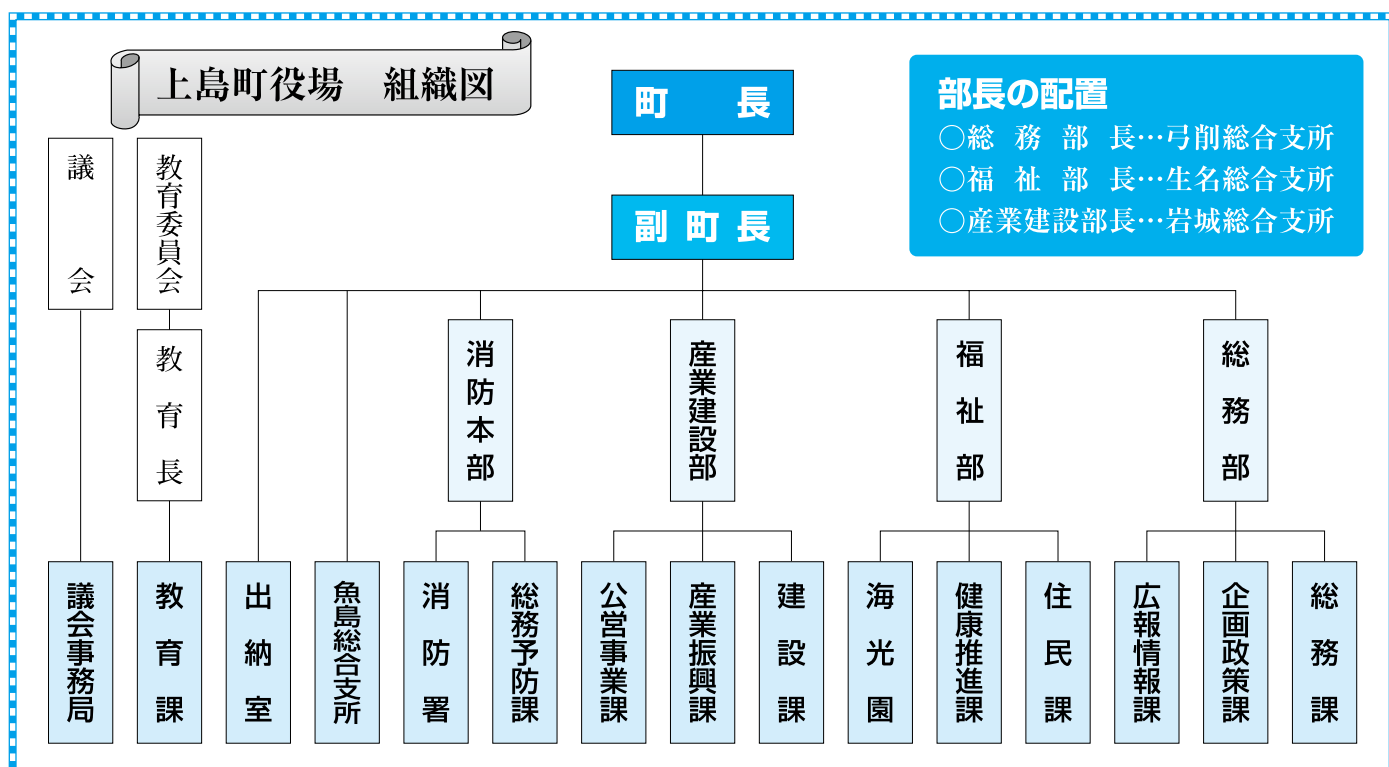
- ・迅速かつ的確な事務処理を行うため、関係各課が統一された命令指揮のもと、共通認識を持ち連携・協力し合える体制を確立するため、部制度を導入します。

ワンストップ行政サービスの推進

- ・複数の手続きを行う場合に、複数の窓口での手続きが必要であったものを、できるだけ一箇所の窓口で完了できるようワンストップ行政サービスを推進し、住民サービスの向上を図ります。

【主な改正点】

- 各支所にあった同じ課を一つに統合したこと。
(課の数 27課 → 14課)
- 複数の課を統括するため、3つの部を設置したこと。
- 弓削支所のみにあった生活事業課を廃止し、その業務を住民課・建設課・総務課へ移したこと。
- 総務課及び企画情報課の業務を見直し、総務課・企画政策課・広報情報課を設置したこと。
- 上下水道課を廃止し、上水道、下水道、船舶、バスの事業を総括する公営事業課を設置したこと。



のき 会 議 う

上島町議会

平成22年 第1回臨時会

本臨時会は2月8日に招集され、次の議案が審議されました。

■新たに生じた土地の確認について

■字の区域の変更について

公有水面の埋立により、新たに生じた土地を確認し、上島町岩城の区域内に編入する必要があるもの。

【土地の所在】 上島町岩城4685の1、4685の4、4688の1、4688の2、4689及び4690の2の地先

【面積】 7, 172. 14㎡

— 可 決 —

トップの愛が会社を変える！ 進めようワーク・ライフ・バランス

「えひめ仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）推進会議」（議長 長井偉訓愛媛大学教授）では、愛媛におけるワーク・ライフ・バランスの実現に向け、労使の望ましい取組みのあり方、取組みの目標を示した「えひめにおけるワーク・ライフ・バランスの実現に向けた提言」を策定し、ワーク・ライフ・バランスの推進のための取組みを提案しています。この取組みを行っているただくことで、真に働きがいのある人間らしい仕事（デューセント・ワーク）をしつつ、家庭や地域生活などにおいても必要な責任を果たすことができる社会の実現を目指していただくようお願い致します。提言の内容は、愛媛労働局ホームページ <http://www.e-roundou.go.jp/> でご覧ください。ワーク・ライフ・バランス推進に係る支援制度、取組事例等もご覧いただけます。

上島町では住民基本台帳カード交付手数料が期間限定で無料になります。

さらに、顔写真付き住民基本台帳カードを申請される方でご希望の方には、無料で顔写真の撮影サービスを行います。

住民基本台帳カード（以下、住基カード）の交付手数料を初回のみ（再交付時は有料）無料交付します。

ただし、所得税の電子申告等が必要となる電子証明書（公的個人認証）の手数料500円は、無料化の対象となりません。

【無料化の期間】

平成22年4月1日～平成23年3月31日

【カードの種類や特徴】

顔写真付き、顔写真無しの2種類
・顔写真付きの住基カードは、公的な身分証明書としてご利用になります。
【交付申請の手続きに必要なもの】

① 顔写真付き身分証明書

（運転免許証やパスポート等）

※保険証など顔写真がない身分証明書の場合は、照会書をもって本人確認をしますので、交付までに日数がかかる場合があります。

② 認印

③ 顔写真付きの住基カードの交付申請をする場合は、申請前6ヶ月以内に撮影した縦45mm×横35mmの証明顔写真1枚

※正面・無

帽・無背景。

写り方の状

況により、

受付できな

いことがあ

ります。

※写真撮影

サービスを

ご希望の方

は撮影、印刷に時間がかかりますので、余裕をもってご来庁ください。

④ 住基カード交付時に4けたの暗証番号

【申請場所】

上島町役場 各総合支所 住民課

※事前にご連絡いただけますと手続きがスムーズです。

【申請のできる方】

上島町内に住民登録している方

※15歳未満の方は法定代理人の申請に限ります。

※住基カードについて詳しくは上島町各総合支所住民課へお尋ねいただくか、総務省のホームページをご覧ください。

総務省HP: <http://juki-card.com/>

